

今回の要望事項への対応について（条例の公布にあたって長が行う署名のデジタル化）

- 今回の御要望については、条例への「署名」に関し、電子的な方法により代替可能とすることを求めるものであるが、条例の法規としての性質は法律・政令とも通ずるものであることから、法規（法律・政令・条例・規則）における「署名」の意義を整理した上で、自署ではない電子的な方法により代替しうるものであるかを検討する必要がある。
- こうしたことから、今後、総務省において、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局やデジタル庁の参画も得つつ、有識者等へのヒアリングを行った上で、上記の考え方等について検討を進めてまいりたい。

◆法律

「法律の公布は、原則として、「〇〇法をここに公布する。」との公布文、御名御璽、年月日、内閣総理大臣の副署が記された公布書に続き、法律番号、法律の本文、そして最後に、主任の国務大臣の署名と内閣総理大臣の連署を付すという形式で行われます。」（参議院法制局HPより抜粋）

憲法

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二～十 （略）

第七十四条 法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

◆条例

地方自治法

第十六条 （略）

- ④ 当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。
- ⑤ （略）

【電子署名及びタイムスタンプの概要】

※官報電子化検討会議第6回会議資料を基に総務省において抜粋・加工

	電子署名	タイムスタンプ
証明する事項	① 本人の意思によって電子署名が付与されたこと （本人性） ② 署名後、電子データが改変されていないこと （非改ざん性）	① ある時刻に電子データが存在していたこと ② それ以降、電子データが改変されていないこと （非改ざん性）
関連規程 （認定制度の根拠）	電子署名及び認証業務に関する法律 （平成12年法律第102号）	時刻認証業務の認定に関する規程 （令和3年総務省告示第146号）
電子証明書の 有効期間	最大5年	10年（延長可能）